

お申込に必要な書類

- 所定の借入申込書にあわせて、次の書類をご提出いただきます。
(郵送やホームページでのお申込も可能です。詳細はホームページでご案内しております。)(<https://www.jfc.go.jp/>)
- 支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。
(オンラインでのご相談も承っております。)

個人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書
法人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。） <input type="checkbox"/> 最近の試算表 (決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)
設備資金をお申込の場合	<input type="checkbox"/> 見積書
はじめてご利用になる方	<input type="checkbox"/> 創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方） <input type="checkbox"/> 企業概要書（創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要） <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方） <input type="checkbox"/> お客さま（法人の場合は代表者の方）の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ） <input type="checkbox"/> 許認可証
一般貸付をご利用になる方	<input type="checkbox"/> 都道府県知事の「推せん書」（申込金額が500万円以下の場合は不要）
振興事業貸付をご利用になる方	<input type="checkbox"/> 「振興事業に係る資金証明書」 <input type="checkbox"/> 「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写し (生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金の場合は、裏面の「生産性向上に係る事業計画書」を含みます。)

ご相談は お気軽に

ご相談は、日本政策金融公庫国民生活事業の窓口または都道府県の生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合までお気軽にどうぞ。なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

ご注意！

当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけるという事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

●創業支援サービス / ホームページ

- ・「創業」に関する事業資金のご相談にお応えする創業サポートデスクを全国152支店に設置し、創業計画書の作成支援を行っています。（平日9時～17時まで）
- ・創業をお考えの方や創業後間もない方向けの「起業家応援マガジン」や、事業を営むみなさま向けの「事業者サポートマガジン」、金利情報などをメールでお知らせする「国民生活事業メール配信サービス」をご登録いただけます（ご登録は無料）。
- ・お客様の財務指標と業界平均値との比較などができる「財務診断サービス」がご利用いただけます。
- ・当公庫お取引のみなさまの販売先や仕入先の開拓をお手伝いする「インターネットビジネスマッチング」(<https://match.jfc.go.jp/>)も提供しています。

●事業資金融資のほか、お子さまの進学・在学を応援する「国の教育ローン」もお取り扱いしています。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>



●ご相談の窓口

本誌に掲載されているコンテンツの無断転載・転用はお断りします。

（令和3年5月）